

特記仕様書

工事名 池田公園改修工事

第 1 条 【適用】

この仕様書は、上記工事の施工に適用する特記事項を定めたものであり、この他各項によるもの、並びに設計図書、関係法令に従い施工するものとする。また、「市原市建設工事適正化指導要綱」に基づき、工事の適正な施工体制を確保すること。

1. 千葉県土木工事共通仕様書
2. 千葉県土木工事書類作成マニュアル
3. 都市公園技術標準解説書 （一社）日本公園緑地協会
4. 公園緑地工事共通仕様書 国土交通省
5. 公園緑地工事施工管理基準 国土交通省
6. 遊具の安全に関する基準 （一社）日本公園施設業協会

なお、各仕様書等は、最新版を適用するものとする。

第 2 条 【現場代理人・主任技術者（監理技術者）の選定及び常駐を要しない期間】

受注者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）の選定にあたっては、公園工事（公共工事）に関し、経験と実績のある技術者を優先して選定するものとする。

2 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

3 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「工事完成認定書」等における日付）とする。

第 3 条 【兼務を認める対象工事】

本工事は、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に基づき、他の市発注工事又は本市内での国若しくは他の地方公共団体発注工事（ただし、国又は他の地方公共団体の承諾が得られている場合に限る。）と現場代理人等の兼務ができる。なお、現場代理人が当該工事現場に不在となる場合においても、現場代理人と監督職員の間で常に連絡がとれる体制を確保すること。

第 4 条 【施工計画】

受注者は、工事着工日から 30 日以内に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての「施工計画書」を正副 2 部作成し、監督職員に提出する。その場合、受注者は下記事項について記載するものとする。また、監督職員がその他の項目について、補足を求めた場合は追記する。なお、施工計画書を変更する場合も同様とする。

- (1) 工事概要 : 工事件名・内容・工期・受注者の基本姿勢等
- (2) 実施工程表 : 現場内容に応じた方式 (PERT 又はバーチャート方式)
- (3) 現場組織 : 職務分担・特殊技能者・下請負業者等
- (4) 使用機械 : 使用機械の型式・能力 (クレーン吊能力表等検討資料添付)
- (5) 主要資材 : 主要材料の搬入・検査及び資材のメーカー・販売店等
- (6) 施工方法 : 主たる工種の施工方法及び仮設計画等
(主要機械・仮設備計画・工事用地等を含む)
- (7) 施工管理計画 : 品質管理・工程管理・出来形管理
- (8) 緊急連絡体制・対応 : 下請負及び夜間の連絡体制を含めて
- (9) 安全管理 : 安全管理体制・交通安全対策・地下埋設物・沿道構造物
安全訓練等の計画・気象条件に関すること、その他
- (10) 環境対策 : 騒音・振動対策・苦情処理等地元対策
- (11) 現場作業環境整備 : 安全柵・資材保管計画・現場事務所・トイレ等
- (12) 再生資源利用促進 : 現場内での再利用計画・工事間での再利用・再生資源施設への搬入計画・再生資材の積極的利用再生資源利用 (促進) 計画書を添付

第 5 条 【施工管理】

本工事の施工管理については、「第 1 条【適用】各項の仕様書」によるものとする。

なお、詳細については次のとおりとする。

1. 出来形管理

- (1) 本工事の出来形管理基準及び規格値は、「第 1 条【適用】各項の仕様書」によるものとする。

出来形管理に必要となる図面 (求積図等) は、受注者において作成し、管理すること。その他、監督職員の必要とするものについても提出すること。

- (2) 本工事の写真管理は、「千葉県土木工事施工管理基準」の土木工事写真管理基準及び「工事記録写真作成要領」(平成 21 年 4 月 1 日改正) によるものとする。その他、撮影方法は、施工状況・出来形寸法・品質管理状況が明確に確認できるよう撮影すること。

2. 工期及び工程管理

- (1) 本工事の工期には雨天、休日 (土曜・日曜・祝日・年末年始等) を含むものとする。
- (2) 受注者は本工事の全体工程を把握し、工期に遅れることなく工事を完了させること。
- (3) 受注者は履行報告を月末締めとし提出すること。なお、工程に遅れが生じた場合は、改善方法を検討し、改善方法を反映させた以後の工程計画を監督職員に提出し、承認を得るものとする。

3. 品質管理

本工事は「第1条【適用】各項の仕様書」に定める試験項目、試験方法及び規格値により管理するものとし、試験区分で「必須」となっている試験項目は必ず実施すること。

第 6 条 【安全管理】

1. 安全管理

交通安全対策については、各管理者の許可条件等を厳守すること。また、夜間における照明施設・休日・作業休止日における安全柵、歩行者の通路の確保等には万全な対策を講じるとともに、適時パトロールを実施すること。

2. 安全訓練等

工事着手後、作業員全員の参加による安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に添付すること。

なお、安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示すること。

3. 気象条件に関すること

次の内容を含めた安全対策の具体的な内容を施工計画に明記すること。

- 1) 現場特性の事前把握
- 2) 中止・再開基準の設定
- 3) 迅速に退避するための対応
- 4) 日々の安全管理の徹底
- 5) 現場の点検方法、対応方法及び体制
- 6) その他

4. 地震や台風時等の状況報告に関すること

次の場合は速やかに現場点検を実施し、現場に問題等があった場合は書面にて監督職員へ報告すること。

- 1) 震度4以上の地震が発生した場合
- 2) 台風の予想進路内に入った場合
- 3) 暴風警報が発令された場合
- 4) 大雨警報が発令された場合

第 7 条 【環境対策】

- (1) 施工機械については、近隣住民の生活環境への影響に配慮して、低騒音、低振動建設機械に認定されたものを使用する。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- (2) 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック・ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

第 8 条 【工事内容を示す標識の設置について】

受注者は工事現場に広報板、迂回指導板等の他、工事件名、工事場所、担当部課名、受注者の住所及び氏名・連絡先等を記載した表示板を一般通行人の見やすい場所に設置する。

第 9 条 【地元説明資料の作成及び説明】

受注者は地元説明資料の作成について監督職員と協力し、資料を作成するものとする。また、工事着手前及び工事中、必要に応じ工事内容を現場周辺住民や地権者に周知し、協力を求めるために必要な措置を講じなければならない。

第 10 条 【竣工図の提出】

工事完了後、現地を実測し、竣工図を作成して 1 部提出すること。また、電子化（P21・SXF）し提出すること。

第 11 条 【建設副産物及び再生資源利用（促進）計画】

1. 共通事項

- (1) 「千葉県建設副産物対策の手引き（令和 3 年 3 月策定）」及び関係法令等に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後 5 年間保存しておくこと。

◎作成対象工事「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- (2) 受注者は法令等に基づき、作成した「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- (3) 「建設副産物の処理基準及び再生資源の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。
- (4) 建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提出すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

2. 建設発生土

~~(1) 指定処分(A)（工事間流用）の場合~~

~~本工事で発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。~~

- ~~ア)搬出先(相手先工事名・場所)〇〇〇〇〇〇工事 市原市〇〇地先~~
~~イ)土質及び処分量 第〇種 建設発生土 〇〇m³~~
~~ロ)搬出時期 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日~~
~~(2) 指定処分(A)(その他)の場合~~
~~建設発生土(〇〇m³)は、片道運搬距離〇〇kmの市原市〇〇地内の〇〇の指定場
所に搬出するものとする。~~
~~(3) 指定処分(B)の場合~~
~~建設発生土(〇〇m³)は、片道運搬距離〇〇kmに搬出するものとする。~~
(4) 建設発生土(3.4m³)は、本公園内に敷均・締固するものとする。
3. 建設廃棄物
- 本工事により発生する
- 1) 無筋コンクリート塊(1.95 m³)は、市原市八幡浦地内、片道運搬距離 4.6 kmの前田道路
(株)市原合材工場、またはその他の再生資源化施設に運搬し、処理すること。
 - ~~2) 有筋コンクリート塊(〇〇m³)は、市原市〇〇地内、片道運搬距離〇〇kmの〇〇、また
はその他の再生資源化施設に運搬し、処理すること。~~
 - ~~3) 廃プラスチック類(〇〇m³)は、市原市〇〇地内、片道運搬距離〇〇kmの〇〇、
またはその他の中間処理施設に運搬し、処理すること。~~
 - ~~4) 本くず(〇〇m³)は、市原市〇〇地内、片道運搬距離〇〇kmの〇〇、またはその
他の中間処理施設に運搬し、処理すること。~~
 - 5) スクラップ(0.6t)は、市原市五井金杉地内、片道運搬距離 1.8 kmの(株)富澤商
店、またはその他の中間処理施設に運搬し、処理すること。

第 12 条 【工事カルテ作成・登録について】

受注者は工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、受注時または変更時において、工事实績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた後、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

第 13 条 【建設業退職金共済制度に係る掛け金収納の確認】

上記制度の履行確保を図るため、契約ごとに共済組合掛金の収納実績の確認を行う。

(1) 掛け金収納の確認方法

1 件 5 0 0 万円以上の工事請負契約を締結した受注者は、勤労者退職金共済機構の掛金収納書を添付した「建設業退職金共済証紙 (退職金ポイント) 購入状況報告書」(以下「報告書」という。)を工事契約締結後 1 か月以内 (電子申請方式の場合は、工事契約締結後 4 0 日以内) に提出すること。

報告書を期限内に提出できない旨の申し出があった場合は、その理由及び共済証紙 (退職金ポイント) の購入予定時期等を記載した「建設業退職金共済証紙 (退職

金ポイント) 購入遅延報告書」を提出すること。

なお、証紙(退職金ポイント)の購入状況を把握するため必要があると認められたときは、関係資料を提出すること。

(2) 下請業者への現物交付等

受注者は、工事の一部を下請業者に施工させる場合には、下請代金に応じた共済証紙の現物交付若しくは退職金ポイントを充当すること、または掛金相当額の下請代金への算入を行うとともに下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付若しくは退職金ポイントの充当の促進を務めるよう下請業者を指導すること。

(3) 共済証紙(退職金ポイント)の購入額

受注者は、建設現場ごとの建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙枚数または退職金ポイント数を購入すること。

ただし、必要な共済証紙(退職金ポイント)の把握が困難な場合は、「掛金納付の考え方について」を参照し、工事種別等により選択した値を報告書の計算式に記入し購入額を算出すること。

なお、工事の一部を下請業者に施工させる場合には、受注者と下請業者の証紙(退職金ポイント)購入額を合算するものとする。

~~(4) 証紙(退職金ポイント)の購入~~

~~受注者は、500万円未満の工事についても証紙(退職金ポイント)の購入に努めること。~~

第 14 条 【対外折衝】

受注者は、現場組織に對外折衝を担当する渉外責任者を選定し、工事中関係官公署・付近住民と交渉を必要とするとき、又は交渉を受けた時は誠意をもって解決をはかり、その経緯について記録し遅滞なく報告しなければならない。

なお、この内容が工事の進捗や設計変更等に重大な影響がある場合は、直ちに監督員に報告し、その指示に従って解決しなければならない。

第 15 条 【第三者の被害の補償】

契約書第 29 条に定める第三者の被害の補償について、受注者の工事施工上の不手際による被害は、すべて受注者の負担とする。又輕易な一般補償、工事中の応急措置、設計上の影響を超える部分の復旧費についても、すべて受注者の負担とする。

2 家屋、その他の工作物に与えた損害が日常生活や営業等に著しく支障をきたす場合は、監督員の指示により応急処置を講ずること。

第 16 条 【電子納品】

本工事は電子納品対象工事とし、「市原市電子納品に関する手引き」により納品するものとする。

2 電子納品のレベルは 1 とし、電子納品の対象書類は、次のとおりとする。

① 工事写真(参考図含む)

3 電子納品時に紙での提出も必要と思われる場合は、別途協議をする。

- 4 電子化に必要な環境については、十分理解をして作業をすること。なお、電子納品作成支援ソフト、チェックソフトは必ず使用すること。

第 17 条 【段階確認】

- 1 受注者は、下記の表に定める確認時期において段階確認を受けなければならない。
- 2 受注者は、事前に段階確認に係る時期の通知、立会依頼等を書面により監督員により提出しなければならない。
また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員が押印し、確認した箇所に係る書面を検査時まで監督員へ提出しなければならない。
- 4 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- 5 段階確認は臨場が原則であるが、やむを得ず監督員等の臨場確認が得られない場合は、受注者は施工記録、写真等の資料を整理、提出し、机上確認を受けることができる。

段階確認一覧表

工 種	確認時期
土工	適宜（土質が変化した時）

第 18 条 【ワンデーレスポンス対象工事】

本工事は、千葉県土木共通仕様書を適用しワンデーレスポンスを実施する。

ただし、同仕様書の「その日のうち（24 時間以内）」は「受付した翌開庁日の 17 時まで」に読み替えて運用する。

第 19 条 【設計変更】

本工事の設計変更手続きについては、建設工事請負契約書ならびに土木工事請負契約に係る設計変更ガイドラインに従うものとする。

第 20 条 【休日作業等】

受注者は当該仕様書に施工時間等が定められていない場合で、官公庁の休日にやむを得ず作業を行うにあたっては、数日前までにその理由と作業内容を監督職員に書面により提出すること。その後、速やかに周辺住民へ周知すること。

第 21 条 【1 日未満で完了する作業の積算】

- (1) 「1 日未満で完了する作業の積算」（以下、「1 日未満積算基準」と言う。）は、土木工事標準積算基準書（国土交通省）によるものとする。
- (2) 1 日未満積算基準は、変更積算のみに適用する。
- (3) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について協議を行うことができるものとする。
- (4) 同一作業員の作業の作業が他工種・細別の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、

1 日未満積算基準は適用しない。

(5) 受注者は(3)の協議を行うに当たっては当該作業完了後速やかに、1 日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

(6) 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。

~~(7) 施工箇所が点在する工事は、当該発注工事の総数量で判断する。ただし、現場条件等※により、これによりがたい場合は協議するものとする。~~

~~※現場条件等とは、工事箇所が1 kmを超えて点在するなど、発注工事の総数量を分割して施工することが適当で、施工条件により日を分けて施工する必要のある工事などのことをいう。~~

~~第 22 条 【現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等】~~

~~1 現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン(平成 29 年 3 月)」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は 12 cm とすることを標準とする。~~

~~2 受注者は、標準値以外のスランプ値を用いる場合は、「コンクリート標準示方書(施工編)」の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督職員と協議するものとする。~~

~~なお、品質確認方法については、監督職員と協議するものとする。~~

第 23 条 【熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事】

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては、「市原市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」（市原市ホームページに掲載）に基づき行うこと。

第 24 条 【工事期間】

当工事の工事期間は 1 4 6 日間とする。

工事期間のうち、準備期間として 9 0 日間、作業期間として 2 0 日間、休日（不稼働日）期間として 1 6 日間、跡片付け期間として 2 0 日間を想定している。

※休日（不稼働日）は、雨天、休日（土曜・日曜・祝日・年末年始・夏季休暇）等をいう。

※ 当該条項は発注段階での工事期間の見込みを示すものであり工事期間変更時に記載の変更は行わないものとする。

（契約後の工事期間は契約書による）

第 25 条 【法定外の労災保険の付保】

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 26 条 【市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン】

市原市が発注する建設工事における受注者の提出書類等の取扱いは各種提出書類の様式を定める法規、法令、規則、規程、要綱、要領等の他「市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン」に準ずることとする。書類事務に情報通信技術（ICT）の利用を希望する場合は、「市原市建設工事電子メール活用実施要領」や「市原市建設工事情報共有システム試行要領」に基づき監督員と協議すること。

第 27 条 【週休 2 日制適用工事】

本工事は、市原市建設工事週休 2 日制適用工事実施要領（以下「要領」という。）に基づく「現場閉所による週休 2 日工事（月単位の週休 2 日）」であり、これに相当する経費補正を行い、予定価格を設定している。

- 2 受注者が工事着手前に完全週休 2 日を希望した上で、要領に基づく「現場閉所による週休 2 日工事（完全週休 2 日）」を実施し、完全週休 2 日の水準に達成した場合は、これに相当する経費補正に変更することとする。
- 3 対象期間について、~~夏期休暇として 3 日間~~、年末年始休暇として 6 日間を除くものとするが、受注者は工期内の適切な時期に、この日数以上の休日（現場閉所）の確保に努めること。

第 28 条 【中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更】

本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする

第 29 条 【施工条件の明示】

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	第 5 条の 2 による。 工程を十分に把握し、遅延が見込まれる場合には対策を検討して報告すること。
用 地 関 係	工事使用機材の仮置場として公園内を使用する際は、事前に監督職員と協議すること。公園以外の場所を使用する場合には事前

	に監督職員と協議し、決定すること。
公 害 対 策 関 係	第 7 条による。 市原市生活環境保全条例を遵守し、特定建設作業実施届出書を提出すること。
安 全 対 策 関 係	第 6 条による。 作業時間帯及び休日・夜間等の安全対策は、十分注意すること。 近隣に迷惑が掛からないように最大限努力すること。工事看板標識類防護柵等の安全施設については、現場条件に応じ計画図を作成して施工計画書に添付する。オレンジネット等により施工範囲を明確に分離し、事故対策に万全を期する。
工 事 用 道 路 関 係	建設機械及び工事材料等の搬入車両については、監督職員と協議し指定された道路を使用することとし、無秩序に公園を使用しないこと。
仮 設 備 関 係	工事看板等の設置は、周知期間を確保するため、現場着手の 2 週間前には設置すること。 施工に際し必要な仮設備及び動力・用水光熱費等は、すべて受注者の負担とする。
建 設 副 産 物 関 係	第 11 条による。
工 事 支 障 物 関 係	現場着手前に支障物の有無を確認してから着手すること。支障物があった場合は、速やかに監督職員に報告し、関係機関と埋設位置の確認等の協議を行い、十分注意して施工すること。
そ の 他	(散水) 施工中に飛砂が見込まれる場合には、散水をする等、必要に応じた対応を図ること。 (公園施設の配色及び設置箇所の選定) 公園施設の配色については、監督職員と協議すること。施設の位置、高さなどの設定にあたっては、設置箇所の安全領域内に、支障物が無いか、改めて確認するとともに、設置位置周辺の表面排水を配慮したうえで、監督職員と現場立会すること。その後、監督員立会のもと丁張確認を行うものとする。